

## 久留米市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する危険住宅の移転等を促進するため、移転しようとする者に対して、久留米市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) がけ地近接等 次のイからニに掲げるものをいう。

イ 災害危険区域 福岡県建築基準法施行条例（昭和46年福岡県条例第29号）第3条により、福岡県が指定した区域

ロ がけ近接地 福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限されている範囲

ハ 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条により、福岡県知事が指定した区域

ニ 災害救助法適用地域 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域

(2) 危険住宅 がけ地近接等（前号ニは除く。）に存する既存不適合の住宅等（当該区域等の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）又はがけ地近接等に存する住宅等のうち、福岡県知事又は市長が移転勧告、是正勧告、避難指示等（避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅等に限る。）を行ったもの

- (3) 住宅等 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいい、共同住宅や長屋、店舗等を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。
- (4) 代替住宅 危険住宅に代わる移転先となる住宅
- (5) 市内事業者 市内に本店、支店等の事業所を有する事業者又は個人事業者
- (6) 建設等 新築、増築、改修及び購入  
(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 危険住宅の所有者又は相続人
- (2) 危険住宅に第5条の申請を行う日及び申請前年度の1月1日時点において居住している者
- (3) 市税の滞納がないこと
- (4) 交付決定前に、補助対象算定費用に関わる工事の契約及び工事の着手を行っていないこと
- (5) この要綱による補助対象算定費用について、国、地方公共団体等による他の補助金の交付を受けていないこと
- (6) 次条に定める建設等助成費に対して、補助金の交付申請を行うにあたっては、危険住宅の除却を行う者  
(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業等は、別表1に定めるものとする。

2 代替住宅の建設等（新築は除く。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 移転先が市内であること
- (2) 移転先が災害危険区域、がけ近接地及び土砂災害特別警戒区域外であること

3 代替住宅の建設等のうち新築については、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 前項 1 号及び 2 号

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下、「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合すること

（補助金交付の申請等）

第 5 条 申請者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に別表 2 に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金交付の適否の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請にかかる補助金の交付について、その内容を審査し、適否を決定するものとする。

（決定又は却下の通知）

第 7 条 市長は、前条の規定により審査した結果、補助金の交付決定又は申請却下について、次の各号の該当する書面により、申請者に対し、速やかに通知するものとする。

(1) 交付決定 補助金交付決定通知書（第 2 号様式）

(2) 申請却下 補助金交付申請却下通知書（第 3 号様式）

（補助金交付申請の取下げ）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「受給決定者」という。）は、事情により事業を中止しようとする場合は、補助金交付申請取下申請書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給決定者が前項の補助金交付申請取下申請書を提出したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（第 5 号様式）（以下「取消通知書」という。）により受給決定者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第9条 受給決定者は、補助金の交付決定を受けた後、事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（第6号様式）に別表2に定める書類のうち、変更に関わるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、かつ、申請の内容の適否を決定し、速やかにその決定した内容を変更（決定・却下）通知書（第7号様式）により受給決定者に通知するものとする。

（事業の完了報告）

第10条 受給決定者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了報告書（第8号様式）に別表3に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第9号様式）により当該受給決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 受給決定者は、前条の規定により補助金交付の請求をするときは、請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第13条 市長は、受給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認

めたとき。

2 前項の規定は、第11条の補助金額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、取消通知書により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(第11号様式)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整理及び保存)

第15条 市長は、受給決定者に補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理させ、補助金交付決定を受けた年度終了後5年間保存させるものとする。

#### 附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助対象事業	補助対象算定費用及び補助対象経費	補助率	補助対象額
危険住宅の除却に関して、市内事業者が行う事業	除却等費 (補助対象算定費用) 危険住宅の除却に要する除却費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等 (補助対象経費) 同上	10 / 10	1申請当たり975千円を限度とする。
代替住宅の建	建設等助成費	10 /	1申請当た

設等を行う事業	(補助対象算定費用) 代替住宅の建設等(必要な土地の取得を含む)をするために要する資金 (補助対象経費) 上記費用を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額	10	り4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度とする。
補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。			

別表2 (第5条関係)

交付申請書に添付すべき書類	
共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請住宅の概要表(第12号様式)</li> <li>(2) 補助対象経費内訳表(第13号様式)</li> <li>(3) 市税の滞納がないことの証明書</li> <li>(4) 委任状(参考様式1、申請人以外の者が申請手続きを行う場合に限る。)</li> <li>(5) 戸籍(危険住宅の相続人が申請する場合に限る。)</li> <li>(6) 誓約書(参考様式2、危険住宅の所有者が複数人いる又は相続が発生している場合に、代表して交付申請を行う場合に限る。)</li> <li>(7) 法人の登記事項証明書(申請者が法人の場合に限る。)</li> <li>(8) 役員名簿(規則第14号様式、申請者が法人の場合に限る。)</li> <li>(9) 危険住宅及び代替住宅の位置図</li> </ol>

	<p>(10) がけ地近接等に住宅等が存することが確認できる図面等</p> <p>(11) 危険住宅の建築時に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項による確認申請が必要な場合は、同条第4項による確認済証、又はそれと同等に証明できる書類</p> <p>(12) 建物の全部事項証明書</p> <p>(13) 危険住宅に居住する者を確認できる書類で、第3条第2号に規定する時点の住民票又はそれと同等に居住実態を確認できるもの</p> <p>(14) 危険住宅の現況写真</p> <p>(15) その他市長が必要と認める書類</p>
除却等	<p>(1) 危険住宅の除却等に関わる見積書</p> <p>(2) 危険住宅の構造、階数及び面積がわかる図面</p> <p>(3) 跡地の管理に関する誓約書（第14号様式）</p> <p>(4) 危険住宅が建つ土地の全部事項証明書</p>
建設等助成	<p>(1) 代替住宅の予定地が災害危険区域、がけ近接地及び土砂災害特別警戒区域外にあることが確認できる図面等</p> <p>(2) 代替住宅の建設等工事に関わる見積書（購入の場合は購入予定価格がわかる書類）</p> <p>(3) 金融機関等により、建物・土地の費目ごとに作成された利息計算書等（借入額、返済年数、利率、支払総額及び利子相当額等が確認できる書類）</p> <p>(4) 代替住宅の平面図</p> <p>(5) 代替住宅の存する土地の面積が確認できる書類（建設助成費を用いて、土地の取得を行う場合に限る。）</p>

別表3（第10条関係）

完了報告に添付すべき書類	
共通	(1) 代替住宅への移転が完了したことが確認できる住民票

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 危険住宅跡地の写真（除却前、除却後）</li> <li>(3) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
除却等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 除却等工事の請負契約書</li> <li>(2) 必要経費を支払ったことを証する領収書</li> </ul>
建設等助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 代替住宅の建設等工事の請負契約書（購入の場合は売買契約書）</li> <li>(2) 土地の売買契約書（代替住宅のための土地を購入した場合に限る。）</li> <li>(3) 必要経費を支払ったことを証する領収書</li> <li>(4) 金融機関等との融資に係る契約書等（借入額、返済年数、利率、支払総額及び利子相当額等が確認できる書類）</li> <li>(5) 代替住宅の写真</li> <li>(6) 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証その他同等と認められる書類（同法第6条第1項による確認申請の手続きが不要な場合は除く。）</li> <li>(7) 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類（代替住宅を新築した場合に限る。）</li> </ul>